

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称  
 住所  
 代表者氏名  
 電話番号  
 FAX番号  
 メールアドレス

株式会社 MIRAI 設備  
 豊能郡豊能町東ときわ台2丁目20番地の10  
 代表取締役 藤原美嘉  
 TEL 072-738-0500  
 FAX 072-741-7686

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日



届出者

氏名又は名称  
住 所  
代表者 氏名

株式会社 MIRAI 設備  
豊能郡豊能町東ときわ台2丁目20番地の10  
代表取締役 藤原美嘉  
TEL 072-738-0500

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 MIRAI 設備		
住 所	豊能郡豊能町東ときわ台2丁目20番地の10		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 藤原美嘉		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員変更		代表取締役 藤原美嘉	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿



令和 年 月 日

株式会社 MIRAI 設備

大阪府豊能郡豊能町東ときわ台  
2丁目20番地の10

代表取締役 藤原美嘉  
TEL 072-738-0500



届出者

氏名又は名称  
住 所  
代表者 氏名

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ミライ セツビ 株式会社 MIRAI 設備		
住 所	大阪府豊能郡豊能町東ときわ台 2丁目20番地の10		
フリガナ 代表者の氏名	フジ ワラ ミカ 代表取締役 藤原美嘉 TEL 072-738-0500		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
名称変更	株式会社 ヤマジン設備	株式会社 MIRAI 設備	令和年月日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

### 申請者

氏名又は名称

株式会社 MIRAI 設備

豊能郡豊能町東ときわ台2丁目20番地の10

住 所

代表取締役 藤原美嘉

代表者 氏名

TEL 072-738-0500

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府豊能郡豊能町東ときわ台二丁目20番地の10  
株式会社MIRAI設備

会社法人等番号	1209-01-030145	
商 号	<u>株式会社ヤマジン設備</u>	
	株式会社MIRAI設備	令和 3年 8月 2日変更
		令和 3年 8月 2日登記
本 店	大阪府豊能郡豊能町東ときわ台二丁目20番地 の10	
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成20年5月21日	
目的	1. 給排水衛生設備工事 2. 管工事業、電気工事業、土木工事業、とび・土工工事業 3. 消防施設工事業、水道施設工事業、機械器具設置工事業 4. 配管用資材の販売 5. 住宅設備機器の販売 6. 上記各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20株	
資本金の額	金100万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>藤原美嘉</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           平成30年 7月31日退任            令和 2年 3月16日登記         </div>

大阪府豊能郡豊能町東ときわ台二丁目20番地の10  
株式会社MIRAI設備

	取締役 <u>上山仁志</u>	平成25年 2月11日就任
		平成25年 2月18日登記
		平成30年 7月31日退任
		令和2年 3月16日登記
	取締役 <u>藤原美嘉</u>	令和2年 3月 1日就任
		令和2年 3月16日登記
	取締役 <u>上山仁志</u>	令和2年 3月 1日就任
		令和2年 3月16日登記
		令和3年 8月 2日解任
		令和3年 8月 2日登記
	大阪府豊能郡豊能町東ときわ台二丁目20番地 の10 <u>代表取締役 藤原美嘉</u>	平成30年 7月31日退任
		令和2年 3月16日登記
	大阪府豊能郡豊能町東ときわ台二丁目20番地 の10 <u>代表取締役 藤原美嘉</u>	令和2年 3月 1日就任
		令和2年 3月16日登記
支店	1 <u>兵庫県加東市藤田68番地</u>	平成25年 3月27日設置
		平成25年 4月 2日登記
	兵庫県川西市一庫三丁目14番4号	令和2年 3月 1日移転
		令和2年 3月16日登記
登記記録に関する事項	平成23年2月2日大阪府摂津市千里丘東五丁目11番6号から本店移転 平成23年 3月 3日登記	



大阪府豊能郡豊能町東ときわ台二丁目20番地の10  
株式会社MIRAI設備

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和4年1月24日

大阪法務局池田出張所

登記官

瓦家

彰



# 株式会社MIRAI設備 定 款

これは当法人の現行定款に相違ありません。

令和 4 年 2 月 10 日

株式会社MIRAI設備

代表取締役 藤原 美嘉



# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社M I R A I 設備と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水衛生設備工事
2. 管工事業、電気工事業、土木工事業、とび・土工工事業
3. 消防施設工事業、水道施設工事業、機械器具設置工事業
4. 配管用資材の販売
5. 住宅設備機器の販売
6. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在場所)

第3条 当会社は、本店を大阪府豊能郡豊能町に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株券)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第8条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載

された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 第1項ただし書き及び前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第13条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定める。

## 第3章 株主総会

### (招集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
  - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

### (招集手続の省略)

- 第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続きを経ることなく開催することができる。

### (議長)

- 第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

### (決議)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (株主総会の決議の省略)

- 第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

### (議決権の代理行使)

- 第19条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社に取締役が2名以上いるときは代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定める。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役が1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第25条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 計 算

### (事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

### (剰余金の配当)

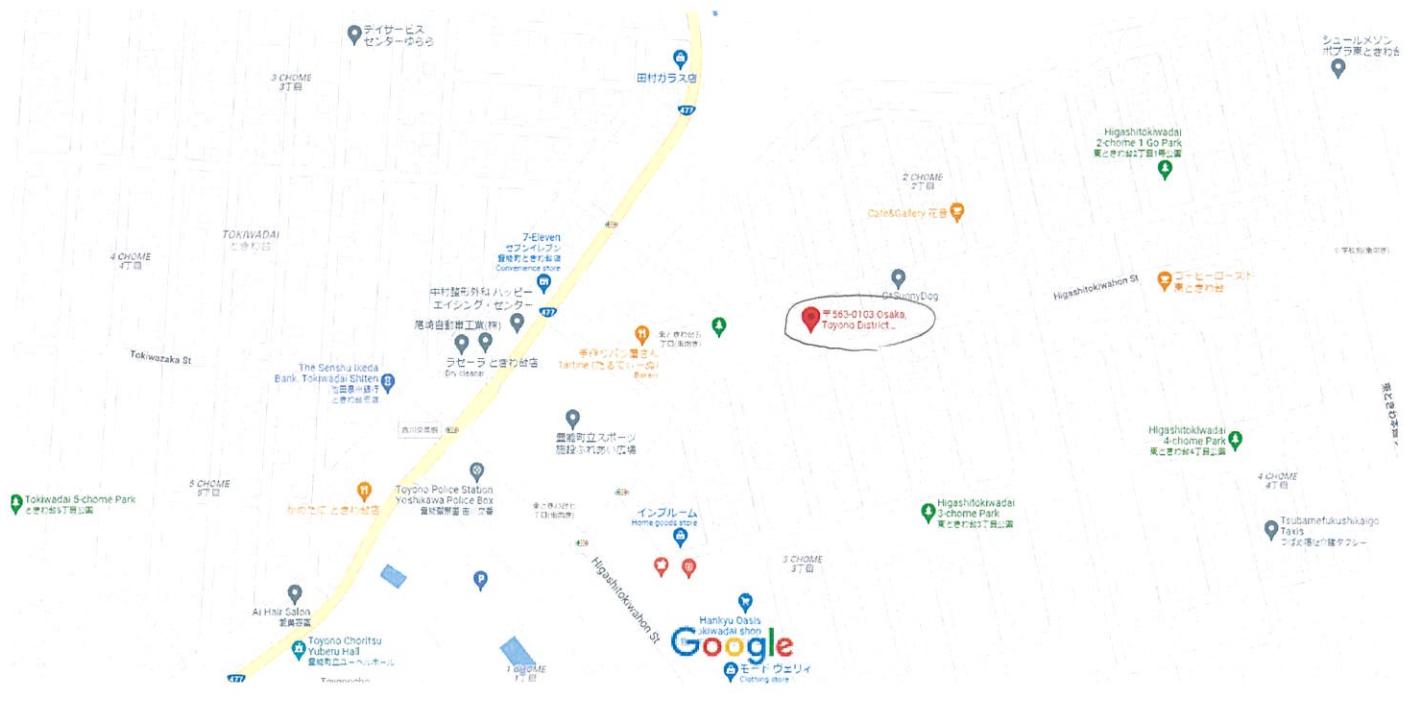
第28条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

### (剰余金の配当の除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

# Google Maps

〒563-0103 Osaka, Toyono District, Toyono, Higashitokiwadai, 2-chōme- 2 0 -11



Map data ©2021

50 m



〒563-0103 Osaka, Toyono District,  
Toyono, Higashitokiwadai, 2-chōme- 2 0 -11

Building



Directions



Save



Nearby



Send to your  
phone



Share



〒563-0103 Osaka, Toyono District, Toyono,  
Higashitokiwadai, 2-chōme- 2 0 -11

## Photos

休  
息  
室

木月

洗面所

13 饅頭
本月

(P)

1 F 食庫

2F

事務所

備註	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
備註	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

